

第 3 章

空家等対策の基本的な方針

| | |
|--------------------|----|
| 3-1. 基本的な考え方 | 24 |
| 3-2. 基本方針 | 25 |



3-1. 基本的な考え方

空家等の管理については、空家法第3条において「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されており、所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提とされています。

しかしながら、空家等の所有者等が、経済的な事情等から自らの空家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合等も考えられます。

そのような場合において市は、地域の実情に応じて、地域活性化等の観点から空家等の有効活用を図る一方、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については所要の措置を講ずるなど、空家等に関する対策を実施します。

また、適切な管理が行われておらず、地域住民の生活環境に著しく悪影響を及ぼしている空家等については、法第9条第2項に基づく立入調査を必要に応じて行いつつ、法第14条に基づく「特定空家等」に対する必要な措置を検討します。



3-2. 基本方針

空家等を取り巻く現状と課題を踏まえ、市全域における空家等を対象に、以下の基本方針に基づいて空き家対策を進めます。

基本方針 1:空家等の発生抑制の推進

全ての市民および空き家の所有者等の管理意識の醸成を図るため、必要な情報の提供・支援を行いながら、空家等の発生抑制に努めます。

基本方針 2:住宅ストックの利活用と住宅市場への流通促進

空家等の所有者等に対し、利活用を考えるきっかけづくりや、利用したい人とのマッチング事業など、関係団体と連携した空家等の利活用や住宅市場への流通促進に向けた取組みを推進します。

基本方針 3:管理不全の空家等の解消

住民からの通報や継続的な実態調査を通じて管理不全の空家等の早期発見に努めるとともに、空家法に基づく特定空家等への認定及び必要な法的措置の推進により、空家等の適切な管理や特定空家等の解消を推進します。

